住所　神奈川県平塚市徳延490番地
龔蓬　昭和45年4月15日生
許琪　昭和45年12月17日生
龔悠容　平成11年12月4日生
住所　東京都八王子市東浅川町688番地1
金鍾美　昭和43年1月1日生
住所　茨城県日立市水木町1丁目20番38号
アリスチデス・シズオ・フジシマ　昭和28年7月21日生
ルジア・サダコ・タキウチ・フジシマ　昭和32年7月1日生
アレクス・シゲル・フジシマ　昭和60年6月25日生
モニカ・サチエ・フジシマ　昭和61年10月12日生
住所　埼玉県新座市西堀2丁目2番29号
ニーラ・リシ・コウノ　昭和33年7月18日生
住所　さいたま市岩槻区大字岩槻5400番地
王欣　昭和48年9月30日生
住所　富山市打出873番地
黄鳳豪　平成6年1月8日生
住所　埼玉県蓮田市大字黒浜1534番地1
カマル・シン　昭和32年2月6日生
住所　埼玉県春日部市牛島1403番地17
安昌英　昭和47年8月18日生
安幸子　昭和50年3月27日生
住所　名古屋市中川区一色新町3丁目1410番地
趙国棟　昭和63年8月20日生
住所　東京都八王子市下柚木2丁目27番地6
趙国梁　昭和63年8月20日生
住所　東京都墨田区錦糸1丁目12番14―202号
魏黔　昭和45年3月16日生
陳香欽　昭和50年12月19日生
魏誠成　平成12年2月10日生
魏誠豊　平成19年8月23日生
住所　滋賀県大津市大物726番地3
李明美　昭和30年11月14日生
住所　東京都西東京市芝久保町2丁目1番18―304号
王哲　昭和46年2月19日生
住所　大阪市東成区大今里南5丁目1番4号
金敬泰　昭和48年1月23日生
住所　東京都墨田区江東橋2丁目9番5―1110号
叶芬雄　昭和35年2月17日生
住所　千葉市花見川区幕張町1丁目7675番地2
李惠俊　昭和46年12月22日生
住所　千葉市花見川区宇那谷町1541番地2
金今花　昭和48年2月4日生
住所　千葉県市原市五井東2丁目4番地9
ミゲル・アンヘル・ヒグチ・ガルシア　昭和57年9月21日生
住所　徳島市中島田町3丁目15番地1
アハマド・アンマール・ガイベ　昭和45年11月25日生
住所　東京都新宿区矢来町43番地
李エイ　昭和46年12月24日生
住所　東京都杉並区久我山3丁目27番4号
周雄清　昭和45年12月26日生
住所　埼玉県草加市稲荷4丁目26番15―404号
ブイ・レ・ダン・ゴック　昭和51年8月28日生
住所　千葉県船橋市前原西1丁目7番10―102号
張航　昭和53年2月22日生
住所　東京都足立区保木間5丁目26番2―202号
富成　昭和44年6月7日生
聶鑫隆　平成4年5月7日生
聶嘉隆　平成7年11月21日生
住所　東京都江東区豊洲3丁目4番1―3802号
ヒラリオン・エルピス・アビオン・ヴィアド・セカンド　昭和43年12月1日生
住所　東京都中野区中野5丁目18番17号
房在宣　昭和48年9月20日生
住所　京都市右京区西院月双町111番地
柳在春　昭和41年1月1日生
住所　京都市伏見区羽束師菱川町569番地37
李美香　昭和47年3月21日生
住所　京都市伏見区醍醐構口町28番地1
李正煥　昭和49年6月20日生
住所　京都市伏見区竹田三ツ杭町54番地
姜沙耶　昭和62年9月23日生
住所　広島市東区上温品1丁目2番16―101号
黄武勇　昭和17年12月25日生
住所　広島市東区中山西1丁目9番20号
黄美代子　昭和43年9月2日生

○財務省告示第百五十八号

国債の金利スワップ取引の基本的な契約の相手方の名称に変更があったので、国債の金利スワップ取引に関する省令（平成十七年財務省令第七十二号）第三条第四項の規定に基づき、国債の金利スワップ取引に係る基本的な契約を締結した件（平成十八年三月財務省告示第八十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年五月六日

財務大臣　菅　直人

「三菱ＵＦＪ証券株式会社」を「三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社」に、「モルガン・スタンレー証券株式会社」を「モルガン・スタンレーＭＵＦＧ証券株式会社」に改める。

○財務省告示第百五十九号

分離適格振替国債の元利分離等の申請を行うことができる者を平成二十二年五月一日に変更したので、分離適格振替国債の指定等に関する省令（平成十四年財務省令第六十六号）第四条第一項の規定に基づき、分離適格振替国債の元利分離等の申請を行うことができる者を定める件（平成十五年一月財務省告示第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年五月六日

財務大臣　菅　直人

「三菱ＵＦＪ証券株式会社」を「三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社」に改める。

「モルガン・スタンレー証券株式会社」を「モルガン・スタンレーＭＵＦＧ証券株式会社」に改める。

○農林水産省告示第六百九十九号

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成十八年農林水産省令第五十九号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十二年度に交付する農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第四条第一項の交付金に係る同令第十一条第一項の農林水産大臣が定める平成二十一年度における対象農産物の単位面積当たりの収穫量を次のように定める。

平成二十二年五月六日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　福島　瑞穂

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局経営政策課、地方農政局、地方農政事務所及び北海道農政事務所並びに内閣府沖縄総合事務局に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百号

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成十八年農林水産省令第五十九号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十二年度に交付する農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第四条第一項の交付金に係る同令第十一条第一項の農林水産大臣が定める平成二十一年度における対象農産物の単位面積当たりの収穫量を次のように定める。

平成二十二年五月六日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　福島　瑞穂

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局経営政策課、地方農政局、地方農政事務所及び北海道農政事務所並びに内閣府沖縄総合事務局に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百一号

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第四条第二項の金額の算定に関する省令（平成十八年農林水産省令第七十二号）第二条の規定に基づき、平成二十二年度に交付する農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第四条第一項の交付金に係る同令第二条の農林水産大臣が定める平成二十一年度における対象農産物の単位面積当たりの標準的な収穫量を次のように定める。

平成二十二年五月六日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　福島　瑞穂

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局経営政策課、地方農政局、地方農政事務所及び北海道農政事務所並びに内閣府沖縄総合事務局に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百一号

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第四条第二項の金額の算定に関する省令（平成十八年農林水産省令第七十二号）第二条の規定に基づき、平成二十二年度に交付する農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第四条第一項の交付金に係る同令第二条の農林水産大臣が定める平成二十一年度における対象農産物の単位面積当たりの収穫量を次のように定める。

平成二十二年五月六日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　福島　瑞穂

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局経営政策課、地方農政局、地方農政事務所及び北海道農政事務所並びに内閣府沖縄総合事務局に備え置いて縦覧に供する。）